

選挙管理委員会事務局

監査を実施した 監査委員名	三好 徹 伊東 英一 大谷 茂範 監査委員 高橋 正剛は、監査対象期間中、 総務部長の職にあったため、地方自治法第199 条の2の規定により除斥した。
監査の種類	定期監査
監査の期間	令和元年8月27日～令和元年10月10日
監査の対象課	選挙管理委員会事務局
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及び事業等が、法令等に 準拠し適正に行われているか、また経済的・効率的な執行が行われ ているか等を主眼において監査を行った。 監査にあたっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは 一部を抽出して審査・検査するとともに、関係職員に説明を求める 質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○共通項目 ・予算の執行状況 ・現金等の取扱状況 ・補助金、交付金の事務処理状況 ・契約事務の処理状況 ・財産の維持管理状況 ○重点項目 選挙人名簿調製事務電子計算業務委託料(上半期)について

選挙管理委員会事務局

1 職員の配置状況

事務局長 …… 局長補佐 …… 管理係3人
選挙係4人 計 9人

2 配当予算の執行状況 (令和元年7月末日現在)

一般会計 歳入

予算科目		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
款	項				
		円	円	円	円
県支出金	委託金	235,621,000	91,725,375	0	91,725,375

一般会計 歳出

予算科目		予算現額	支出負担行為額	執行率	未執行額
款	項				
		円	円	%	円
総務費	選挙費	245,423,000	160,499,678	65.40	84,923,322

3 重点項目

選挙人名簿調製事務電子計算業務委託料(上半期)について

- ア 委託内容について
- イ 委託の相手方及び選定方法について
- ウ 委託料の算定について
- エ 委託内容の履行確認について
- オ 委託料の支出について

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

千葉県議会議員一般選挙候補者ポスター掲示場用掲示板撤去委託について
財務規則第143条第3項第3号の規定では、契約保証金が免除できる契約を請負契約では300万円未満としているが、当該契約において契約金額が300万円以上であるにもかかわらず、免除していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。